

【EU】マネーロンダリング・テロ資金供与に関する規制の強化

海外立法情報課 島村 智子

* 2018年5月、第5次マネーロンダリング防止指令が制定された。また、同年10月から11月にかけて、テロ資金対策を目的として、1つの指令及び2つの規則が制定された。

1 第5次マネーロンダリング防止指令制定の経緯

マネーロンダリング・テロ資金供与防止に関する国際協調の推進を担う、政府間会合の金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）が策定した国際基準（2012年改訂 FATF 勧告）に従い、EUでは、マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的による金融システム利用の防止に関する指令（Directive (EU) 2015/849：第4次マネーロンダリング防止指令）が2015年6月に施行され、加盟各国で実施されている¹。

その後、域内で大規模なテロ事件が相次いだことを受け、欧州委員会は、2016年2月にテロ資金対策強化のための行動計画（COM(2016) 50 final）を発表し、この中で、第4次マネーロンダリング防止指令の改正を含む複数の立法措置を講じる意向を示した。欧州委員会は2016年7月、第4次マネーロンダリング防止指令を改正する指令案（第5次マネーロンダリング防止指令案）を公表した（COM(2016) 450 final）。この提案目的には、テロ資金対策に加えて、税負担が著しく軽減されたタックスヘイブンに設立した法人を利用した租税回避行為への対策として、企業等の実質的所有者に関する情報の透明性を改善することも挙げられている。第5次マネーロンダリング防止指令は、2018年6月19日に公布、7月9日に施行された²。加盟国には、2020年1月10日までに指令の内容を国内法制化することが義務付けられている。

2 第5次マネーロンダリング防止指令における主な改正点

(1) 企業等の実質的所有者に関する情報の透明性向上

企業の受益権所有者（一定割合以上の株式保有者など企業の実質的所有者を指す。）の登録簿に対するアクセスを拡大し、一般公衆に対しても情報を開示する義務が定められた。また、登録情報の正確性向上のため、各国が情報の不一致等に関する報告制度等を設け、適切に修正する義務が規定された。信託受益権の所有者の登録簿についてもアクセスが拡大され、正当な利害関係を証明できる個人・法人に開示しなければならない。さらに、各国が作成している登録簿を、EU共通のプラットフォームを通じて相互に接続することが規定された。

(2) 規制対象の拡大・プリペイドカード等の匿名利用制限の拡大

指令の適用対象に、仮想通貨の交換・管理業者及び美術品取引業者が追加された。また、これまで適用対象であった監査人、外部会計士及び顧問税理士だけでなく、税務に関する援助・相談を主たる業務又は職業上の活動として行う者は、全て適用対象に含まれることとなった。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ 加藤浩「マネーロンダリング・テロ資金供与の防止対策の強化」『外国の立法』No.263-1, 2015.4, pp.6-7. <http://dndl.go.jp/view/download/digidepo_9218615_po_02630103.pdf?contentNo=1> 参照。

² Directive (EU) 2018/843, OJ L156, 2018.6.19. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018L0843>>

その他、電子マネーの匿名利用防止のため、金融機関等による顧客情報確認が必要な範囲が拡大され、150 ユーロ³を超えるプリペイドカードの使用や、プリペイドカードによる 50 ユーロ以上のオンライン決済について、本人確認が義務化された。

(3) 高リスクな域外国に関する評価基準

欧州委員会が、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関し重要な欠陥があり、EU の金融システムに深刻な脅威を与える域外の国・地域（高リスクな域外国）をリスト化する際の評価基準が追加され、受益権所有者に関する正確かつ迅速な情報提供の可能性、制裁の適切性、加盟国との協力・情報共有の状況などを考慮することが規定された。また、高リスクな域外国との取引に対する加盟国の管理義務が強化された。

(4) 口座登録・検索システム

加盟国は、銀行・決済口座の所有者に関する登録・検索システムを設置しなければならないが、各国の資金情報機関（Financial Intelligence Unit: FIU）⁴が同システムに直接アクセスできるようにしなければならないことが定められた。

(5) 金融監督官庁間の協力

加盟国の金融監督官庁間の協力に関する項目が新たに追加され、指令の目的のための相互協力義務とともに、受領した機密情報の用途や公開条件、守秘義務の遵守について規定された。

3 テロ資金対策パッケージの制定

第 5 次マネーロンダリング防止指令案の提案に続き、2016 年 12 月には、前述の行動計画の中で掲げられたその他 3 つの立法提案も、テロ資金対策のためのパッケージとして公表された。

このうち、マネーロンダリングの定義や刑罰の下限ルールについて定める指令が、2018 年 12 月 2 日に施行された⁵。同指令は、故意に行われたマネーロンダリングについて、犯罪として刑罰を科すことができるよう加盟国が必要な措置を講じる義務を定めている。罰則について、各国は、個人に対する最長 4 年以上の拘禁刑、及び法人に対する罰金を科すことができるようにしなければならない。

また、1 万ユーロ以上の現金等を携帯して EU 域内に出入りする者の申告義務を定めた 2005 年の規則（Regulation(EC) No 1889/2005）を改正し、資金の流れの管理を強化するための規則が、2018 年 12 月 2 日に施行された⁶。新規則では、携帯される場合に加え、郵送・貨物輸送などにより域内に出入りする現金等も申告義務の対象となり、また、1 万ユーロ未満の場合も、犯罪活動に関連している疑いがあるときには、各国当局が情報を記録することが定められた。

さらに、刑事手続における資産の凍結命令及び差押命令の相互承認に関する規則が、2018 年 11 月 28 日に公布された⁷。同規則は、テロ等の犯罪活動の資金調達防止のため、ある加盟国が発した資産の凍結・差押命令を域内他国で迅速に承認・執行するための手続を定めている。

³ 1 ユーロは約 130 円（平成 30 年 12 月分報告省令レート）。

⁴ 資金情報機関（FIU）は、マネーロンダリングやテロ資金に係る資金情報を一元的に受理・分析し、捜査機関等に提供する単一の政府機関。

⁵ Directive (EU) 2018/1673, OJ L284, 2018.11.12. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018L1673>>

⁶ Regulation (EU) 2018/1672, OJ L284, 2018.11.12. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1672>>

⁷ Regulation (EU) 2018/1805, OJ L303, 2018.11.28. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018R1805>>